

21世紀型企业への転換を図る

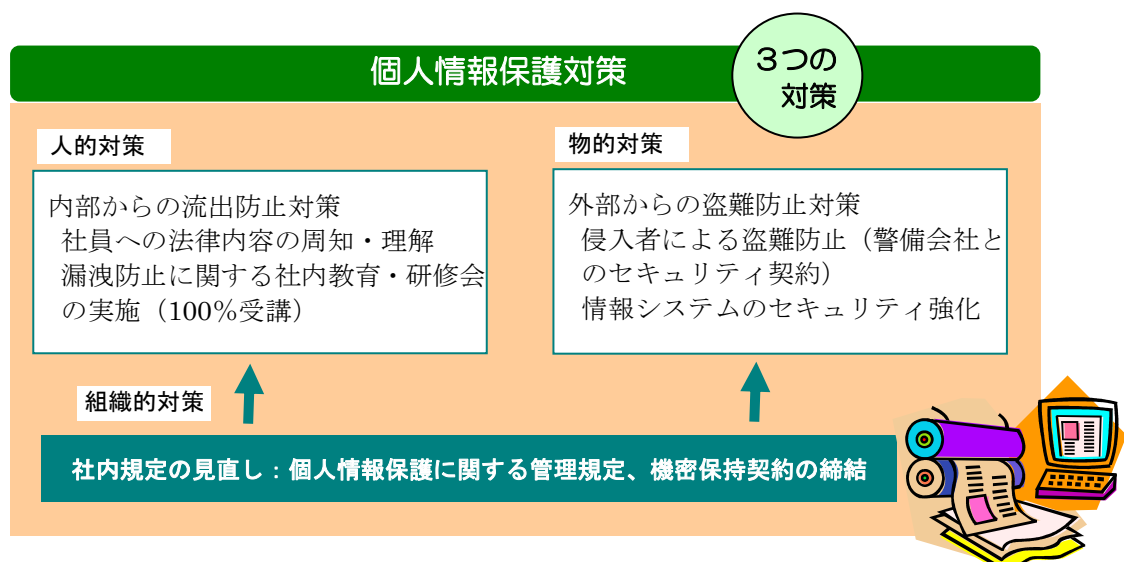
2005年 4月 1日 全面施行

個人情報保護対策のポイント

■ ——— 効果的な対策をとるために…?!

4月1日、個人情報保護法が施行されましたが、これに合わせるように、各企業のホームページ上で「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を目にすることが多くなりました。外部からの盗難事故を防止するために、警備会社とセキュリティ契約を結んだ。インターネットを通じた不正アクセス防止のためのシステムを構築したなど…、法律の施行を契機に、各企業における個人情報保護への取り組み意識が急速に高まっているようです。

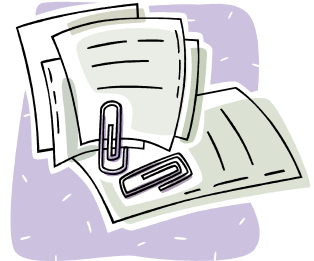
しかし、総務省「情報セキュリティに関する実態調査」によると、法施行後も「何ら対策をとっていない企業」の割合が、まだ4割弱もあり、また、対策は取っているものの、「社員への法制度の周知や教育の実施（人的対策）」、「就業規則などへの情報管理に関する条項の制定（組織的対策）」にいたっては、まだまだ不十分とする企業が、約6割もあるそうです。情報の漏洩防止対策は、物的な対策はもちろん必要ですが、人的対策、組織的対策と総合的なリスクアセスメントを実施しつつ、全社的に取り組まなければならないものです。



5. 対策は他人任せにしない…

個人情報保護対策は、社員一人ひとりが取り組まなければならない課題です。専門の部署や担当者だけが対応すれば良いというものではありません。

個人情報は、社内のありとあらゆるところに存在します。営業部には顧客データベース、人事部には社員の個人情報というように、個人情報を取り扱わない部門は存在しないといってよいでしょう。ですから、“対策は担当者に任せればいい”という考え方だけは、社員に持たせないようにしましょう。このような風潮が一番危険です。



6. 「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を作成・公表する…

A社の社長さんから、「自社の保護方針を定めた『個人情報保護方針（プライバシーポリシー）』を作成、公表すべきか」というご質問をいただきました。確かに、公表すればやらざるを得ないこともあり、迷うところもあるかもしれません…。

〔方針を作成・公表するメリット〕

法律は個人情報保護方針（プライバシーポリシー）について、別段、作成・公表を義務づけてはいません。しかし、方針を宣言するならば、それに応じた責任が生じるものです。この方針は、単に理念的なものを形だけ掲げればそれで足りるというものではありません。公表した方針のもとで取得した個人情報を誤った形で使用すれば、社会的に批判されても仕方ないということになってしまいます。

参考：弊所の個人情報保護方針

個人情報保護方針	
	平成17年1月7日 社会保険労務士法人 岩城労働管理事務所 代表社員 岩城 猪一郎
当所は、個人情報保護の重要性を認識し、以下の取り組みを実施します。	
1. 個人情報について、その管理責任者を設置し、取扱いを定めて、適切な保護を行います。	
2. 事業に必要な範囲に限定して適切な手段で、個人情報を収集します。その収集時には、収集と利用の目的、問合せに対する窓口を明確にして、個人情報を収集します。	
3. 個人情報は、法律に基づく命令等を除いて、収集時に承諾を得た範囲外の利用、提供はしません。	
4. 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などのリスクに対しては、合理的な安全対策を講じます。	
5. 個人情報を取り扱う業務を他の会社に委託する場合、個人情報を収集するときの承諾に基づき利用、提供、安全管理を守るように、委託先に対する適切な契約や指導・管理をします。	
6. 当所が保有する個人情報の開示、訂正、提供範囲の変更や削除を本人から依頼された場合には、適切な本人確認をさせて頂いた上で、合理的な範囲ですみやかに対応します。	
7. 当所が取扱う個人情報に関して適用される法令、規制を遵守するとともに、適切な運用が実施されるよう管理と必要な是正を行い、個人情報保護の取り組みを継続的に見直し、改善していきます。	
以上	
個人情報問合せ窓口：当所 個人情報管理責任者（業務部次長） 電話：03-3428-1010	

個人情報保護方針は、環境保護方針にも似た点があります。つまり、公表することにより消費者や顧客、社会の信頼を得やすくなり、企業の競争力を高めることができるのです。

個人情報保護方針を Web 上に掲げ、まずは、自社が必ずできることを宣言しましょう。そして、社員には、自社の個人情報保護方針をじっくり読み、内容をきちんと理解してもらうことが必要です。

※実務上、個人情報保護法の内容で重要なことのひとつに、利用目的の通知・公表等があります。個人情報を取得する際には、その利用目的を公表するか、取得後すみやかに通知しなければなりませんので、あらかじめホームページ上でその内容を公表しておくことが間違いのない方法です。

7. 保有している個人情報を洗い出してみよう…

個人情報保護方針に基づき対応策を具体化するためには、今、自社で持っている個人情報をすべて洗い出すことが必要になります。

それぞれの情報が、いつどのような状況で取得されたものなのか、利用目的の明示が必要なものなのかなど、種類ごとに区分し、一覧表などにすると良いでしょう。

ここが危ない！

□個人情報の利用権限が明確になっていない！

□ノートパソコンやOA機器、書類の持ち出しが自由になっている！

□フロッピーディスクなどの記録媒体の持ち出しが管理されていない！

□外部の人間が自由に出入りできる！



□Webコンテンツへのアクセスに制限がかかっていない！

□電子メールの誤送信！

□古くなったパソコンをそのまま破棄処分している！

□大切な情報であっても、本人確認を十分に行わないで、電話等の問合せに対応している！

8. 個人情報保護に関する規定を設けましょう…

個人情報流出事件の約8割は、関係者からの漏洩といった内部要因と言われていますが、この原因には、管理体制が構築されていないことが考えられます。企業がさまざまな取組みを打ち出しても、それが社員の義務として明確にされていない（ルールづけされていない）ことが多いからです。そのためにも、就業規則や諸規定の整備を合わせて行うことが必要です。

当所では、就業規則への個人情報保護に関する条項の追加や個人情報保護規定などの作成支援を行っています。また、社員との機密保持契約の締結に関するご質問など、お気軽にご相談ください。



社会保険労務士法人
岩城労務管理事務所の支援体制

当所では、プライバシーマークの取得を目指す企業の皆様に、取得支援コンサルタント会社、また、セキュリティ契約をお考えの方には、警備保障会社をご紹介させていただいております。